

重 要 事 項 説 明 書

居宅療養管理指導

【令和7年 4月 1日現在】

1 居宅療養管理指導事業者の概要

名称・法人種別	地方独立行政法人広島県立病院機構
代 表 者 名	理事長 栗井和夫
所在地・連絡先	広島県広島市中区基町10-52 電話 082 - 228 - 6623（代表） 所管課 総務課

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	地方独立行政法人広島県立病院機構 県立安芸津病院
所在地・連絡先	広島県東広島市安芸津町三津4388 電話 0846 - 45 - 0055（代表）
事業所番号	3412512463
管理者の氏名	後藤 俊彦

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	職務の内容
管理栄養士	1名以上	利用申込の調整、業務等の管理及び 居宅療養管理指導の提供

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理栄養士	平日（8：30～17：15）常勤

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	東広島市安芸津町、竹原市、呉市安浦町
---------	--------------------

(5) 営業日

営業（診療）する日	平日（8：30～17：15）
営業（診療）しない日	土曜日、日曜日、国民の祝日、 年末年始（12月29日～1月3日）

3 サービスの内容

管理栄養士は、計画的な医学的管理を行う医師の指示に基づき、栄養ケア計画に沿って、月2回を限度に居宅を訪問し、栄養管理に係る必要な情報提供や助言並びに食事療養に関する実地指導を行います。医師が利用者に厚生労働大臣が別に定める特別な治療食を提供する必要性を認めた場合や、経管栄養のための流動食、嚥下困難者（そのために摂食不良となった者も含む）のための流動食、または利用者が低栄養状態にあると医師が判断した場合の方が対象となります。

4 提供するサービスの費用について

(1) 【居宅療養管理指導費（Ⅰ）（管理栄養士が行う場合）】

区分	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
(一) 単一建物居住者が1人の場合	545単位/回	545円	1,092円	1,635円
(二) 単一建物居住者が2～9人の場合	487単位/回	487円	974円	1,461円
(三) (一)及び(二)以外の場合	444単位/回	444円	888円	1,322円

(1単位＝10円)

利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用料のうち利用者の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。

(2) 介護保険給付対象外サービス

交通費（上記2(4)に記載の事業の実施地域以外に訪問する場合）20円/km

(3) その他の費用

実地指導において、材料等を持ち込む必要がある場合は、必ず利用者の了解を事前に確認いたします。指導に必要な材料費、居宅の水道、ガス、電気等は利用者負担となります。

(4) 利用料等のお支払方法

毎月10日までに前月分の請求書を発行いたしますので、次のいずれかの方法により、その月の末日までにお支払ください。

ア 県立安芸津病院の窓口にてお支払い

イ 同封の払込書により金融機関窓口にてお振込み
(広島銀行では払込手数料が無料になります。)

5 事業の目的及び運営方針

県立安芸津病院（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅療養管理指導（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定居宅療養管理指導従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

指定居宅療養管理指導は、居宅要介護者を対象とし、管理栄養士が利用者に対してその居宅を訪問して心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理や指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図る。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権擁護・虐待防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	内科 大谷 一郎
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7 身体拘束等の適正化

事業所は、当該利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。また適正化のために必要な措置を講じます。

8 秘密の保持と個人情報の保護、取り扱いについて

<利用者及びその家族に関する秘密の保持について>

- (1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
- (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

<個人情報の保護について>

- (1) 事業者は、個人情報の保護に努めておりますが、提供するサービスの質を高めることを目的に、必要に応じて連携を行っている医療機関や介護事業所に対して、書面又は電子カルテにて利用者に関する診療情報の開示を行っております。また、在宅医療の推進・発展のため学会・研究会・講演会などで個人が特定されない形で診療に関わるデータ等を利用する場合があります。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。
（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 1 月に 1 回以上開催します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11 サービス内容に関する苦情等相談窓口

苦情相談窓口	当事業所受付	東広島市	呉市	竹原市	広島県国保連合会
責任者 (又は担当課)	総務課 栗井和夫	介護保険課	介護保険課	福祉課	介護保険課
T E L	(0846) 45-0055	(082) 420-0937	(0823) 25-3136	(0846) 22-7743	(082) 554-0783

12 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター等へ連絡します。

13 ご利用者へのお願い

サービスをご利用の際は、介護保険被保険者証と地域包括支援センターが交付するサービス利用票を提示してください。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者所在地	東広島市安芸津町三津4388
事業者名	地方独立行政法人広島県立病院機構 県立安芸津病院
事業所番号	3412512463
代表者名	院長 後藤 俊彦
説明者	職名 氏名
	印

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住所 氏名	印
代理人（選任した場合）	住所 氏名	印